

Vol.37 2024年 9月 発行

NPO 法人

# CAP 広島だより



Zunafkin

発行：特定非営利活動法人CAP広島 〒738-0011 廿日市市駅前 1-3号

TEL・FAX 0829-20-5114

e-mail [cap-hiroshima@viola.ocn.ne.jp](mailto:cap-hiroshima@viola.ocn.ne.jp)

HP <https://caphiroshima.org>

<目次>

☆ 子どもの「権利」あれこれ〈連載第3回〉（横藤田 誠） .....	1頁
☆ 中国5県 CAP グループ交流会 報告（紺田 礼子） .....	6頁
☆ おすすめのえほん（下西 さやこ） .....	8頁
☆ 会員からコンニチハ（石井 政浩） .....	10頁
☆ ほっと一息のコーナー（沖野 智子） .....	11頁
☆ 実績&事務所だより .....	12頁





## 子どもの「権利」あれこれ（連載第3回）

横藤田 誠（CAP 広島理事 広島大学名誉教授）



### 3. 「子どもの権利」概念の出現

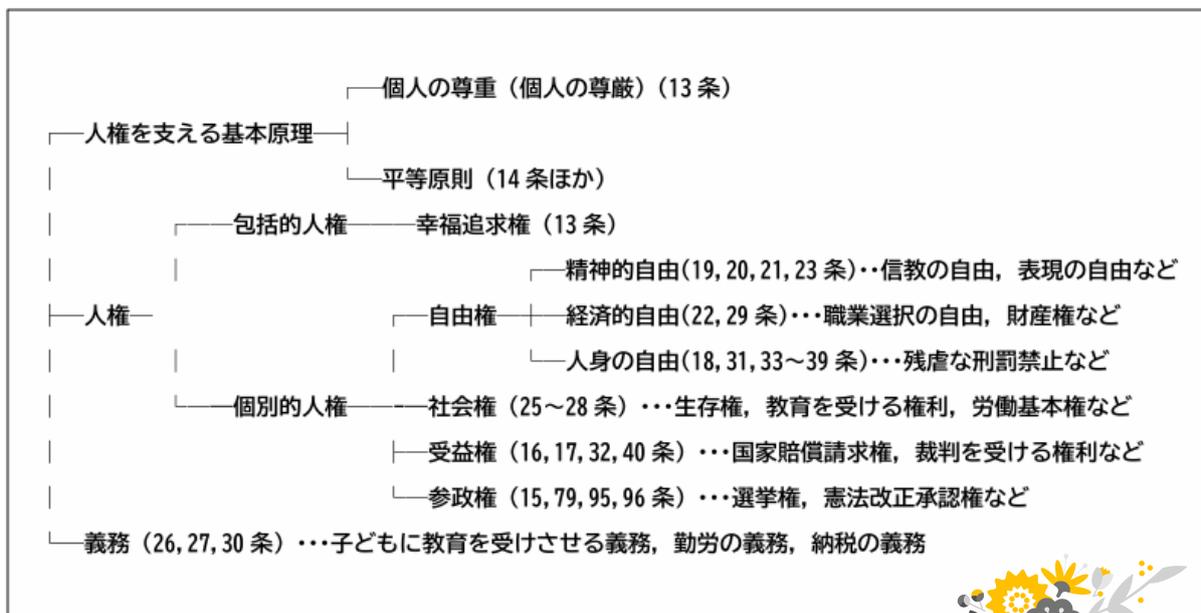
これまで、「子どもの権利」という捉え方が人々から共感されず、子どもを愛する人々からも抵抗を持たれやすいのはどうしてなのか、いくつかの背景・考え方から解明しようとしてきました。

今回はいよいよ（ようやく?）「子どもの権利」概念の登場ですが、その前に、「子どもの権利」の定義のいろいろを確認します。

#### (1) 「子どもの権利」の定義

「子どもの権利」というとき、①人間に固有の普遍的な権利（狭義の人権）を意味する「子どもがもつ人権」、②社会権等を含む広義の人権概念である「子どもがもつ権利」、③学習権等の子ども固有の（大人にはない）権利を意味する「子どもに固有の権利」、を区別することができます。

日本国憲法が規定する権利（および義務）を整理すると、下図のようになります。





子どもが人間の権利としての人権を享有することに本来疑いはありません(①)。ここでいう「狭義の人権」とは、主に「自由権」を意味します。信教の自由、表現の自由、財産権、人身の自由などです。

18世紀に生まれた「狭義の人権」とは異なり、20世紀になってから保障されるようになった社会権を「広義の人権」と呼ぶことがあります。アメリカのように、憲法に社会権(生存権、教育を受ける権利など)の規定がない国もありますが、日本は、憲法と児童の権利条約等の下で、社会権も保障されていますから、当然子どもも広義の人権をもっています。日本の子どもは、自由権も社会権ももっているわけです(②)。

①②は、普遍的な人権概念を子どもにも適用することを求めるもので、連載第1回・第2回で述べてきたように、子どもが大人とは違うという特殊性を安易に前提として大人と区別してきた法状況に反省を迫る重要な意義を持つと思います。しかし、普遍的な「人権」概念が子どもにも同じように適用される!よかったよかった!…と簡単に納得するのも問題です。連載第2回で触れたように、思想史において「子ども期の発見」が重要な意味を持ったことを重く見れば、子ども固有の権利(③)を軽視することはできないのです。

## (2) 権利主体から排除された子ども

かつて子どもは権利の主体とは考えられていませんでした。これにはいくつかの理由があります。

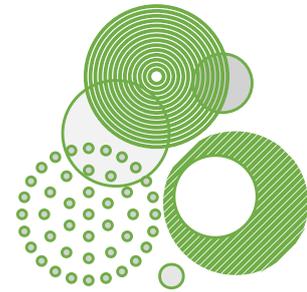
第1に、近代当初まで大人とは異なる分類としての「子ども」はいませんでした。連載第2回で説明したように、ルソーが『エミール』(1762年)で子ども期の重要性に着目し「子どもの発見」を行った後も、J・S・ミルの『自由論』(1859年)が「現存の世代は、来るべき世代の訓練とすべての環境とを意のままにすることができる」と述べるなど、大人未満としての子ども観に変化はありませんでした。

第2に、近代人権宣言の下でも、子どもは、実は人権主体から排除されていました。アメリカ独立宣言、(1776年)は、「すべての人(all men)は平等に造られ、造物主によって、一定の奪いがたい天賦の権利を付与され、そのなかに生命、自由および幸福の追求の含まれる」ことを「自明の真理」としています。



ところが、実際には、子どもだけでなく女性や黒人奴隷も人権の主体と見られていませんでした。独立宣言の起草者の一人トマス・ジェファソン（後に第3代大統領）は、こう述べています。

「アメリカは、すべての住民が自由取引できる純粋な民主国家であるが、次の者は除外されねばならない。すなわち、嬰兒、未成年者、女性、奴隷である」。



ここには、近代人権理念が前提とする人間像が関わっていました。近代法が前提としていたのは「合理的に行為する完全な個人」でした。つまり、身体的・政治的・経済的に独立した「強い個人」だったのです。このような人間像から子どもが排除されたのは、残念ながら簡単に想像できます。それだけでなく、当時の社会意識からすれば、黒人奴隷、女性等の「弱い個人」も“men”ではないとして除外されたのです。もちろん、「人の権利」としての人権からこれらの人が排除されることはあってはならないことであり、次第に人権主体と認められるようになるのはいうまでもありません。

このように、子どもを権利主体とする視点がなかったために、近代社会における主人公と言ってもいい「権利」の議論のなかで、子どもが登場することはほとんどありませんでした。

### (3) 「子どもの権利」概念の出現

「子どもの権利」という概念が出現したのは、19世紀後半以降のことです。

18世紀半ばから19世紀にかけて起こった産業革命によって、生産性が飛躍的に向上し、商品の供給量が増加しました。これによって、商品価格は下がり、さまざまな工業製品が一般大衆の手の届くものになりました。また、機械化によって労働力も大幅に削減され、労働時間も短縮され、大衆の生活に大きな影響を与えました。その結果、大量生産・大量消費・大衆文化の発達、交通・通信技術の発達、人口の都市集中、権力の集中と政治の高度化などが起こりました。





子どもに関して言えば、産業化・大衆社会化の進行に伴って、それまで子どもを保護してきた制度が力を十分に発揮されないようになりました。男性が支配的で特権的な地位を占める社会システムのことを「家父長制」といいますが、良きにつけ悪しきにつけ、子どもを守って導いてきたのは家族でした。ところが、産業化・大衆社会化が進んでくると、子どもに対する家族の保護・教育機能が衰退してしまいます。

社会が大きく進展していくなか、社会における善悪の価値判断も変わり、子どもに求められる職業上の能力も従来とは異なるようになります。そうして、家族における子どもの保護・教育に対して国家の介入が始まったのです。それが本格的になったのが 19 世紀後半以降のことです。

この頃、欧米では無償の義務教育制度や少年裁判所制度が成立します。まず、子どもの教育を家庭に任せることができなくなり、公費で学校教育制度を整備するようになります。それが「義務教育」となるのが 19 世紀後半です。

後者は、少年の犯罪に対して、大人とは違う取り扱いをするもので、現代の日本の「少年法」にあたるものです。背景として、近代化・工業化・都市化に伴って少年による犯罪・非行の爆発的増加があります。その解決のため、社会を防衛し、社会秩序を維持するための効果的な方策が求められ、19 世紀末から少年司法制度が成立するわけです。ここでは、司法（犯罪予防、社会防衛が目的）と福祉（困難に直面した少年を支援）が重なり合い、特別な審判機関（家庭裁判所など）による刑罰でない処分が行われます。

ここでようやく「権利」の登場です。義務教育制度や少年司法制度形成のシンボルが「子どもの最善の利益」とともに、「子どもの権利」だったのです。ただ、ここでいう「権利」は、「自由への権利」ではなく「保護を受ける権利」でした。ここでの対立の当事者は、「親」対「国家」「学校」「教師」であり、子どもはあくまでも保護の対象だったのです。

そのような子どもの権利が全世界的に注目された結果として生まれたのが、「児童の権利に関するジュネーブ宣言」（1924 年、国際連盟第 5 会期採択）でした。この宣言は、「すべての国の男女は、人類が児童に対して最善のものを与えるべき義務を負う」とし、「児童は、身体的ならびに精神的の両面における正常な発達に必要な諸手段を与えられなければならない」、「飢えた児童は食物を与えられなければならない」といった内容を規定して



います。これらの規定を見ても、「自由権」を保障するものではなく、「保護を求める権利」だったことがわかります。それでも、このような子ども問題の対応が「権利」の用語で説明され、実行されたのは、重要な進歩だと思います。

第二次大戦後、国際連合も、「児童の権利に関する宣言」（1959年）で、「人類は児童に対し、最善のものを与える義務を負う」と確認しました。「児童の権利」と称されていますが、ジュネーブ宣言と同様、子どもは「特別の保護が必要である」というスタンスで貫かれています。つまり、子どもは未成熟な存在であり、その利益は親または国家によって客観的に、子どもの現在の意思とは無関係に判定されるというパターンリズムの哲学に基づくものだったのです。

現在のような意味で「子どもの権利」が語られるまでには、もうちょっと時間が必要です。「まだかよ！」と言われそうで恐縮ですが、いよいよ次回には「子どもの権利」のメインテーマが登場します。



# 中国 5 県 CAP グループ交流会

紺田 礼子

去る7月13日(土)午前11時~午後3時 中国5県CAPグループ交流会が広島市で開催され、島根、山口、岡山、広島4県から9グループ22名の参加がありました。

開始前からあちらこちらで「〇〇さん、元気〜?」「お久しぶり」等々の声が聞こえ、賑やかな雰囲気交流会が始まりました。

グループ活動紹介では、会員数の減少とコロナの5類移行後もワークショップ依頼数の回復の兆しが見えない事が共通の悩みとして報告されました。そんな中でも、新たな若い世代の会員獲得や地域の子育て支援とリンクして活動の幅を広げておられることなど、勇気づけられる報告もありました。

ランチタイムは広島のスoulフードお好み焼き、参加者からの各地のお土産や手作りお菓子などをいただきながらおしゃべりも弾み、お腹も心もしっかりと満たされました。

## 当日の流れ

- 11:00~12:00 自己紹介 グループ紹介 よろしくゲーム
- 12:00~12:45 ランチタイム
- 12:45~13:00 動画視聴(NPO法人CAP広島25周年記念作成)
- 13:00~14:00 おとなワークショップの内容について学び合い
- 14:00~14:30 テーブルディスカッション
- 14:30~14:50 発表
- 14:50~15:00 今後の活動提案



午後からは広島のおとなワークショップの内容を紹介し、その後グループに別れて各地の実情について情報交換し、改めてこどもワークショップとおとなワークショップの両方が実施されて本来の活動の効果が発揮されることを確認しました。ただ、現実的にはおとなワークショップの実施には困難な事情が各地域にもあるようで、内容のガイドラインのようなものの作成等今後も継続して情報交換をすることになり、2ヶ月に1回のオンライン交流会の開催が提案され、了承されました。

5年ぶりの対面での交流会の実施となりましたが、やはり、対面の交流が何よりもです。それぞれの地域で頑張っている仲間と同じ空間にいて、お互いの話に笑顔で時に真剣に頷きながら耳を傾けることで、心の支えと勇気ももらい、今後の活動の糧を得ることができました。



参加された方々が「またね～」と来年の再会を約束して笑顔で帰路につかれる様子を見て、開催グループの一人として「よかったな」とほっこりとした気分を味わいました。

## 第 18 回 通常総会報告

去る6月1日に2024年度通常総会が開催されました。正会員28名、出席者25名（書面評決10名を含む）、事業報告・事業計画等についてすべて承認されたことをご報告いたします。

「赤い羽根共同募金」活動では、たくさんの方に応援頂き、目標を達成したことを総会で報告することが出来ました。今年度も、引き続き、私たちの活動を知っていただくための「共同募金」活動を展開します。新たな出会いに感謝しながら、子どもたちが暮らす社会を安心、安全に、豊かにして参ります。

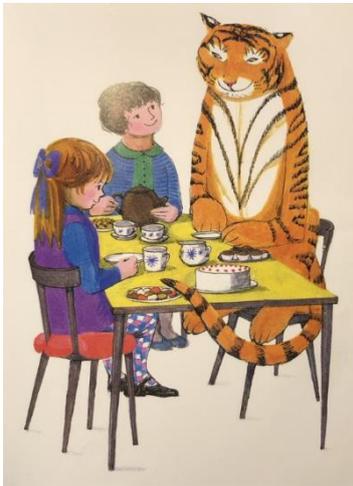
※来年2月に「子どもの権利」についての公開講座の計画もあり、今後チームを作って進めていくことになっています。詳細が決まりましたら、皆様にはメールやホームページにてお知らせいたします。



## おすすめの えほん



瀬戸内海が見える高台の一軒家。現在、前理事長の下西さんは、おかあさんのご逝去により空き家になった家を en-house と名付け、運営されています。名前の由来は、地域や友だちのえん(縁)をつなぐこと、おたがいにエンパワーメントしあうこと、にあるそうです。講座の開催やスペースの貸し出し、宿泊もできて、スウェーデンやイタリアからツテを頼ってくる人もいます。講座は、高齢者の生活課題をテーマにした連続講座・セクシャルマイノリティ講座・植物療法・音楽療法・生活リハビリ・おとなのための絵本の読み聞かせ講座などテーマは様々。絵本の読み聞かせ講座は、アメリカ在住のお孫さんに Zoom を通して読んでいるうち、おとなにも(こそ)読んでほしい絵本にたくさん出会ったことがきっかけになっているそうです。今回は、特に下西さんをお願いしておすすめの絵本を紹介していただきました。



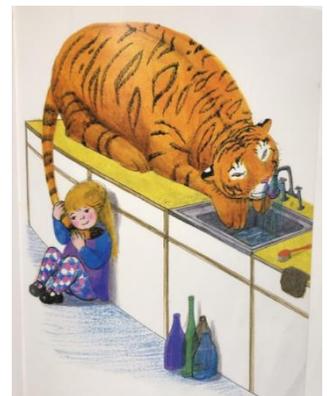
### 『おちやのじかんにきたとら』

下西 さや子

ある日、ソフィーとおかあさんがお茶の時間にしようとしていると、突然玄関のベルが鳴ります。ソフィーがドアを開けると、そこに立っていたのは、なんと、とら。「ごめんください。ぼく とても おなかが すいているんです。おちやのじかんに ごいっしょさせて いただけませんか」。おかあさんは、「もちろん、いいですよ。どうぞおはいいなさい」と静かに迎え入れます。おかあさんが「サンドイッチはいかが？」とすすめると、とらは、お皿の上のサンドイッチぜんぶをぺろりと食べました。それだけではありません。クッキーもケーキも、テーブルにあったものは、どれも食べてしまいました。ソフィーがお茶をすすめると、ティーポットごと飲むとら。

それでも満足できないらしく、とらはキッチンに行き、冷蔵庫のなかにある食べ物を食べ尽くし、水道の蛇口に口をつけてのみ、お風呂の水まですべて飲み干します。家中の食べ物や飲み水を平らげ尽くして「楽しいお茶の時間をありがとう。それでは失礼します」と帰っていくとらを二人は玄関で手を振って見送ります。

とらが食べ散らかした床を、おかあさんがモップをかけてい



ると、そこへおとうさんが帰ってきます。夕飯はなにもなくなってしまったこと、お風呂も空っぽで入れないことを説明するおかあさん。するとおとうさんは、「いい考えがある」といって、「今夜は外で食べよう」と提案。3人は、楽しそうに夜の街に繰り出します。レストランを出て、3人は、たくさんの食料を買い込んで帰宅します。とらがいつお茶の時間にきてもいいように、「タイガーフード」という大きな缶詰も買って。

この物語には、いくつかの「意外」性があります。まず、描かれているとらが、絵本にありがちな擬人化されたかわいらしいとらではなく、毛むくじゃらで大きなからだにするどい目つきの野性的なとら（！）であること。そんなとらが突然目の前に現れたら、キャーと叫び声をあげて逃げるか、恐怖心を抑えて時間をかせぐか、いずれにしても、防御と格闘が物語のテーマになりそうです。ところが、おかあさんは、目を丸くはするものの、あくまで穏やかで、ソフィーもまた、しつぽと戯れたり、背中に乗ったりして楽しそうにひとときを過ごします。

でも、さすがに帰宅したおとうさんは、怒りだすかも…と思いきや、おとうさんは、とらを悪者扱いせず、責任を押しつけることもなく、逆に楽しい提案をします。われわれの生活様式とはまるで違うとらの行動を、「だってとらはわたしたちとは違うんだもん」とばかり、淡々と受け入れるこの一家の姿は、「異文化」についての私たちの価値観を深いところから揺さぶります。

そして、物語は「とらは、あれから一度もあらわれることはありませんでした」という一文で終わります。それまで、とらのいわば傍若無人な動きにばかり関心を寄せていた読者は、ここで初めてとらの背景と内面に引きつけられます。「なぜとらは来なくなったんだろう」。ページを閉じてから、自分で続きの物語を作ってみたくなるような、奥行きのある絵本です。



裏表紙には、おひさまのもと、とらの背中に乗って笑顔いっぱい両手を広げるソフィーが描かれています。これこそ、とらとソフィーが夢みている世界、というように。

『おちかのじかんにきた とら』 ジュディス・カー作 晴海 耕平訳 童話館出版。  
著者のカーは、ベルリン生まれ。1936年、ナチスの手を逃れて、イギリスに移住。邦訳のある他の作品には、『ねこのモグと家族たち』『ヒトラーにぬすまれたももいろうさぎ』



## 会員からこんにちは



石井 政浩

みなさん、こんにちは。ご無沙汰しております。

今まで賛助会員でしたが、今年度から、会員として活動させて頂くことになりました。どうぞよろしくお願いいたします。

私の近況をお話しします。昨年、突然妻と長男が同時にコロナに感染してしまいました。今まで、妻が家事などをしてきていることを当たり前だと思っていましたが、そういうわけにはいかなくなりました。

それまでも頭では妻への感謝を持っているつもりだったのですが、炊事、洗濯、掃除など、すべて自分自身がやらなくてはいけなくなり、本当にありがたみを実感しました。妻への感謝が倍増し、その気持ちを自身の行動できちんと示していこうと誓いました。

また、看病や家事に追われ毎日クタクタになって「病気で寝ていた方が楽でいいなあ」と最初は思っていたのですが、その後、すぐに私もコロナに罹ってしまいました。約 2 週間寝たきり状態で何もできない自分に悔しい思いをして、健康の有難さが身に染みたのでした。

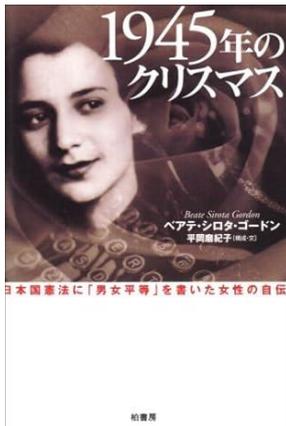
ところで、今年の2月頃から犬を飼い始めました。妻は大変な動物嫌いなのですが、三男の卒論の関係ということもあったので、なんとか折れてくれました。犬と一緒に暮らし始めて1週間ほどすると、妻も犬の食事や排せつの世話をするようになり、今では普通に触ることもできるようになり、驚いています。変われば変わるものですね。

犬と散歩していると、いろいろな人と出会います。犬が会話のアイテムになってくれます。これからたくさんの人と知り合い、ネットワーク作りができることを楽しみにしています。



## ほっと一息のコーナー ～沖野さんちの本棚～

### 「1945年のクリスマス」(1995年)



—日本国憲法に男女平等を書いた女性の自伝—

ベアテ・シロタ・ゴードン

NHKの朝ドラ「虎に翼」を、毎日見えています。戦前の女性の地位の低さ、その人権がとことん貶められていたことに愕然とするとともに、23年前にある講演を聞きに行ったことを思い出しました。

講師として国際会議場の演壇に立ったのは、アメリカの女性ベアテ・シロタ・ゴードン氏でした。GHQの一員として1945年12月24日に日本に「帰ってきた」彼女こそ、憲法草案に男女平等を書いた女性なのです。

「私は、女性が幸せにならなければ、日本は平和にならないと思った。男女平等は、その大前提だった。」 (本文より)

彼女は5才で東京音楽学校のピアノ教師となった父と母とともに来日、15才まで日本で育ちます。その後アメリカで教育を受けたため、昭和16年の日米開戦で両親と連絡がとれなくなります。終戦後にGHQの一員として来日、日本育ちの日本通を買われて憲法草案作成にたずさわることになるのです。

流暢な日本語での講演の中で、彼女の話は多岐にわたりましたが、一番印象に残ったのは「私達は日本に憲法を押し付けたのではない」という言葉でした。

「私達は世界一の憲法の原案を作ろうと意気込み、古今東西の憲法や憲章を集めて研究し、端的に言えば良いところ取りをしたのだ。日本に民主主義を根付かせるための最大の努力を払った。

意外に思われるかもしれないが、アメリカの憲法には「男女平等」という語句は無い。いま日本では『現憲法はアメリカから押しつけられたものだ』と主張する人がいるが、押しつける、というのは自分のものより劣るものを渡すことをいうのだ。自分のものより優れているものをプレゼントすることを、押しつけるとは言わない。」

このとき購入したこの方の著書が、私が持つ唯一のサイン本である「1945年のクリスマス」です。今はもう書店でこの本を見かけることはありませんが、手に入るならば、ぜひお読みになっていただきたいと思います。

## 2024年度4月～9月 ワークショップ実績

7月 古田台小学校(子ども)

7月 広島市教育委員会(教職員)

8月 広島修道院(子ども 就学前)



## 事務所だより

★5月国際ソロプチミスト平和広島様からクラブ賞が贈呈されました！

★赤い羽根共同募金（募金期間：2024.1～2024.3）報告します。

募金件数 108件 募金総額 431,415円 目標額を達成しました！

会員はじめ多くの皆様からご寄付をいただきました。「子どもへの暴力防止プログラム提供事業」として子どもたちのために使わせていただきます！

・たくさんの方に寄付していただき感謝します。

・CAP を一人でも多くの人に知っていただけるようこれからも続けていきたいです

・募金活動は最後までハラハラドキドキでしたあ！

その分募金して下さったお一人お一人に感謝でいっぱいです♥

・目標額達成にほっとしました！

・共同募金の寄付で少しでも多くの子どもたちに CAP のワークショップを届けていきたいです。

(お金の流れを考えるチーム)



## 編集後記

・孫と3週間過ごしました。子どもは今を生きていると実感。わたしの顔を見るなり大泣きした1歳でしたが、帰るころには私がいるのが当たり前となりました。次に会った時、また大泣きされるのかな…😭 (か)

・ある獣医さんがこんな事を書いておられました。「乳牛たちは一日の平均体感気温が21.7度を超えると食欲が無くなり(乾物摂取量の低下)、22.2度以上でやる気が無くなり(泌乳量の低下)、25度を超えるとどうでもよくなる(危険域)そうです」はあ?25度が危険域?じゃあうち(加計)はどうするんだ?39.5度だぞ!……今年の夏は地獄でした(と)

・数年前、熱中症で救急搬送されたことがありました。救急車の中で、救急救命士の方がずっと手を握りながら、「大丈夫ですよ」と声をかけて下さり、とても心強かったことを今でも覚えています。今年はそれを上回る酷暑、救急車のサイレンを聞くことも多く、「熱中症では」と心配しています。どうぞ皆様、ご安全にお過ごしください。(は)